

共通資料

村下第 126 号
平成 29 年 10 月 6 日

村上市上下水道事業審議会
会長 大串 葉子 様

村上市長 高橋 邦芳

村上市上下水道料金の改定について（諮問）

村上市上下水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 村上市上下水道料金の改定について
 - ① 水道料金の従量料金について
 - ② 下水道使用料の従量料金について

2. 諮問趣旨

上下水道は、市民生活や経済活動に欠かすことができないライフラインとして重要な役割を担っております。

本市においては、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間として、中長期的な経営の基本計画である「水道事業経営戦略」、「簡易水道事業経営戦略」及び「下水道事業経営戦略」を平成29年3月に策定いたしました。

また、簡易水道事業及び下水道事業につきましては、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図るため、現在、平成32年度から地方公営企業会計へ移行するための準備を進めているところです。

全国的な少子高齢化に伴う人口減少や節水機器の普及などにより水需要が減少傾向にあり、事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、本市においても例外なく厳しい状況にあります。

将来にわたり安全で良質な水道水の安定供給や、生活環境の向上に必要な水質の改善に大きな役割を果たす下水道など、これら事業経営を安定して継続していくためには、経営基盤の強化を図ることが重要な課題となっています。

このような状況の中、本市の上下水道料金は、合併前の旧5市町村の料金体系がそのまま引き継がれ平成20年4月1日に合併しましたが、合併協定及び平成22年6月の村上市上下水道料金統一検討委員会の意見を踏まえ、基本料金については激変緩和措置を図り平成26年度から平成30年度までの5年間で全地区の基本料金が同一となるように段階的に調整を行っているところであり、また、従量料金の統一につきましては、基本料金の統一後に行うこととし、現在に至っているところです。

つきましては、上下水道事業の適正な運営を図るため、水道料金及び下水道使用料の従量料金の額及び改定の時期を貴審議会に諮問いたします。

共通資料

平成22年 6月10日

村上市長 大滝 平正 様

村上市上下水道料金統一検討委員会
委員長 島 田 好

上下水道料金の統一について（意見）

平成21年5月28日に、村上市長から上下水道料金の統一について意見を求められた当委員会では、これまでに関係5地区の料金体系の違い等を理解するのに苦慮しながら7回の検討会を重ね、委員会としての意見をまとめましたので、下記のとおり意見書を提出いたします。

また、検討会では別記2のような意見もありましたので、今後の参考としてください。

記

1 上水道及び簡易水道料金について

合併協議の中で、取り扱いが合意されている「口径別基本料金及び従量料金」の料金体系とすることでは意見が一致いたしました。

しかし、旧5市町村の現行料金体系においてはこれまでの地域の実情から、地区間の料金格差が大きく、基本料金と従量料金を同時に統一することは、市民生活への影響が大きくなることが懸念されるため、統一料金を決定するにあたっては、経費節減に努め経営の合理化を図りながら適正な料金体系となるよう、次の点を考慮していただきたい。

- ① 段階的な措置として、第1段階で平成23年度に別記1の水道料金口径別基本料金表のとおり基本料金部分を統一し、第2段階で平成26年度に従量料金を統一することとしていただきたい。
- ② 一般家庭の利用割合が多い口径13mmの基本料金については、近年の節水意識の高揚や高齢者世帯など、使用水量の少ない世帯に対する配慮から基本料金に含まれる水量を、0～5^mまでと6～10^mまでの2段階としていただきたい。
- ③ 従量料金が統一されるまでの間は、各地区の現行従量料金を採用していただきたい。
- ④ 従量料金の統一にあたっては、今後の経済社会の変化や人口動向、水需要

の動向などを的確に捉え、必要に応じて施設管理や建設改良等計画の見直しを図るなど、柔軟な対応により市民の負担を最小限に抑えるよう、一層の経営努力をお願いしたい。

2 下水道料金について

合併協議の中で、取り扱いが合意されている「基本料金及び従量料金」の料金体系とすること、また、維持管理費を賄うことができる料金とすることでは意見が一致いたしました。

しかし、水道料金と同様に地区間の料金格差が大きいことや下水道整備が完了していない地区も有ることから、統一料金を決定するにあたっては、次の点を考慮していただきたい。

- ① 段階的な措置として、第 1 段階で平成 23 年度に別記 1 の下水道料金基本料金表のとおり基本料金部分を統一し、第 2 段階で平成 26 年度に従量料金を統一することとしていただきたい。
- ② 従量料金が統一されるまでの間は、各地区の現行料金体系を採用していただきたい。
- ③ 従量料金の統一にあたっては、下水道普及地域において更なる加入促進に努めるとともに、適正な維持管理により施設の延命化を図り、また、今後の整備区域においては建設コストの削減に取り組み、必要に応じては計画を見直すなど一層の経費縮減と柔軟な対応により市民の負担を最小限に抑える経営努力をお願いしたい。
- ④ 朝日地区については他の地区と異なり認定料金を採用していますが、従量料金については、旧朝日村の認定根拠である料金を採用していただきたい。

別記 1

水道料金口径別基本料金表

(消費税抜き)

種別	給水管の 口径及び用途		基本料金（1か月につき）		
			使用水量	料 金	
上水道 及び 簡易水道	一般用	13mm	5m ³ まで	1,200円	
			10m ³ まで	1,500円	
	一般用及び温泉旅館用		20mm	10m ³ まで	1,900円
			25mm		2,500円
			30mm		3,500円
			40mm		5,000円
			50mm		8,000円
			75mm		12,000円
			100mm		18,000円
			150mm		23,000円

下水道料金基本料金表

(消費税抜き)

施設の名称	排水区分	基本料金（1か月につき）	
		汚水の排除量	料 金
公共下水道	一般排水 特定排水	10m ³ まで	1,500円
特定環境保全公共下水道	一般排水		
農業集落排水			
漁業集落排水			
河内地区合併浄化槽処理区等			

備考：特定排水とは、瀬波分区内の旅館・ホテル・保養所及び共同浴場から排水される汚水をいう。

一般排水とは、特定排水以外のものをいう。

別記 2

村上市上下水道料金統一検討委員会での意見

1 水道料金について

- 荒川地区で採用されているメーター使用料については、他地区との整合を図り、平成 23 年度から徴収しないこととしていただきたい。
- 水道料金については、都市地区と農山村地区ではどうしても格差が大きくなります。都市地区と農山村地区を一本にして統一することは不公平感があるので、村上地区・荒川地区の都市地区と神林地区・朝日地区・山北地区の農山村地区の二通りの地区別料金の設定を考えても良いのではないかと。

2 下水道料金について

- 下水道は将来に渡って環境を守るための奉仕的事業という部分もあり、施設の老朽化などにより一般会計からの繰入が必要であることから、水洗化率の向上を図るなど、より多くの収入を確保し、一般会計の負担を軽減するように努めていただきたい。

3 共通事項について

- 一人暮らしの人や高齢者に配慮した料金統一をしてほしい。
- 負担増となる地区については、可能な限り激変緩和措置を講じていただきたい。
- 料金改定について、需要家に対して分かりやすくお知らせをすることと併せて十分な周知期間を設けていただきたい。